



主な内容

- 特集 ..... 1~2  
空き家対策
- トピックス ..... 3~4  
●市制60周年記念  
平成中村座小倉城公演  
●あんしん通報システムのご利用を  
など
- すこやかハート北九州 ..... 5
- 情報ステーション ..... 6~11  
\*最終ページは人口データと若松区の情報

特集 空き家対策

# 我が家を「放置された 空き家」にしないために



市長からのメッセージ

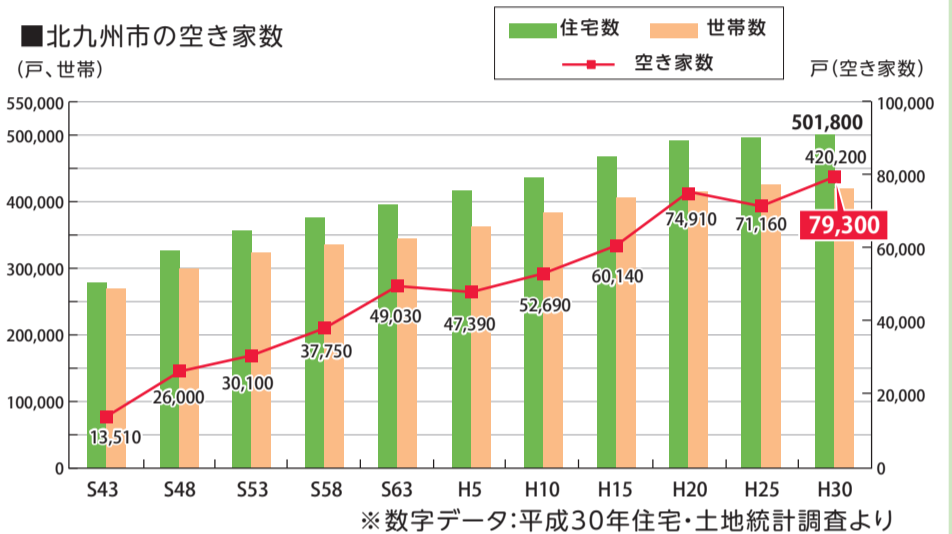
全国で放置される空き家の増加が問題視され、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。この法律では、空き家を適切に管理することは、所有者の責務であるとされています。北九州市の空き家も年々増加しており、一部では、倒壊や火災の危険性・衛生上の問題が発生するなど、地域へ悪影響を及ぼしています。思い出のある我が家が、家族や地域の人を悩ませることにならないよう「できること」から始めてみませんか。



北九州市長 武内 和久

## 北九州市の空き家の状況

市内の住宅総数約50万戸のうち、空き家は約7万9300戸(空き家率15.8%)です。空き家率は政令指定都市で2番目の高さとなっており、このうち周囲に危険を及ぼす可能性のある空き家については、早急な対応が必要です。



## 空き家が放置されてしまう背景

相続人同士で  
誰が管理するのか  
話がまとまらない

相続したことを知らない

遠方に住んでいて  
管理できない

管理するには  
どうしたらいいのかわからない

管理に手間や  
費用がかかる

...など



## 空き家が引き起こす問題

老朽化や災害による倒壊

老朽化や台風などで屋根や外壁などが落下したり倒壊したりする危険があります。



放火などによる火災

放置された空き家は放火される危険性が高まります。またコンセントプラグなどから自然発火することもあります。



不審者の侵入

不審者が侵入し、犯罪が発生する恐れがあります。



雑草の繁茂や害虫の発生

雑草や樹木が生い茂ると、害虫発生の原因になります。動物のすみかになってしまうこともあります。



ごみの不法投棄

ごみが不法投棄されると、悪臭や火災の原因につながります。



個人の財産である空き家を適切に管理せずに放置し、通行人にけがをさせたり、隣の家に被害が出たりすると...

➡ **所有者の責任を問われます**